

## 令和元年度第 10 回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和 2 年 1 月 9 日 (木)					
招集場所	南部町役場天萬庁舎 2 階 会議室					
開会時間	13 時 30 分					
閉会時間	14 時 40 分					
農業委員 出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1 番	市川 春樹	出席	5 番	野口 孝志	出席
	2 番	糸田 雅樹	出席	6 番	竹内 友夏	出席
	3 番	井上 雅夫	出席	7 番	恩田 一秀	出席
農地利用最適 化推進委員 出欠	4 番	庄倉 三保子	出席			
	8 番	野口 龍馬	出席	14 番	頼田 洋子	欠席
	9 番	遠藤 宏明	出席	15 番	井上 武	出席
	10 番	恩田 真季	出席	16 番	田邊 元史	出席
	11 番	林原 敏夫	欠席	17 番	作野 英明	出席
	12 番	池田 和雄	出席	18 番	遠藤 健一	出席
議事録署名委員	13 番	吉次 純一郎		15 番	井上 武	
	出席 事務局長 芝田 卓巳 事務局長補佐 亀尾 憲司 事務員 小森 宏美 産業課課長補佐 本田 秀和					
傍聴人						

### 付議案件

議案番号	提出議案の題目
第 1 号	農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について
第 2 号	農用地利用集積計画案の決定について
第 3 号	農用地利用配分計画の意見照会について
第 4 号	B 判定農地における特別委員会の判定結果について (資料別添)
報告事項	(1) 令和元年南部町農地賃借料等情報について (2) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について (3) 令和元年度遊休農地調査報告について (中間報告)
その他	(1) 令和元年度第 11 回南部町農業委員会総会日程

日程及び提出 議案の題目	(発言者)	
1. 開会	芝田局長	ただいまより、令和元年度第 10 回南部町農業委員会総会を開会致します。本日の欠席者 11 番林原敏夫委員、14 番頼田洋子委員です。農業委員会等に関する法第 27 条及び農業委員会会議規則第 5 条により本会は成立していることを報告致します。それでは会長からご挨拶をお願いします。
2. 挨拶	会長	—省略—

	局長補佐	農業委員会会議規則第6条によりまして、日程3以降は会長を議長として進行をお願いします。
3. 議事録署名委員及び書記の指名	議長	議事録署名委員は、13番 吉次純一郎委員、15番 井上武委員、書記につきましては小森宏美書記をお願いします。
4. 議事 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について	議長	『議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』を上程致します。 提案者より説明をお願いします。
	芝田局長	議案第1号農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について、農地法第5条の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否について採決を求めます。内容につきまして説明致します。内容につきましては局長補佐より説明いたします。
	局長補佐	<p style="text-align: center;">【 議案第1号朗読及び説明（議案書2～3頁）】</p> <p>番号1 土地の表示： 登記：田 現況：田 1,331 m<sup>2</sup> 貸人： 借人： 契約種別：賃貸借 用途：雑種地 太陽光発電設備</p> <p>この申請地は農業公共投資がされておらず、農地の集団性も認められないため、小集団の生産力の低い農地のため、農地区分は第2種農地に該当します。転用計画は太陽光発電設備の設置です。賃貸価格は10aあたり年間 円と聞いております。</p> <p>番号2 土地の表示： 登記：田 現況：田 1,656 m<sup>2</sup> 貸人： 借人： 契約種別：賃貸借 用途：雑種地 太陽光発電設備</p> <p>この申請地は農業公共投資がされておらず、農地の集団性も認められないため、小集団の生産力の低い農地のため、農地区分は第2種農地に該当します。転用計画は太陽光発電設備の設置です。賃貸価格は10aあたり年間 円と聞いております。</p> <p>番号3 土地の表示： 登記：田 現況：田 589 m<sup>2</sup> 貸人： 借人： 契約種別：賃貸借 用途：雑種地 太陽光発電設備</p> <p>この申請地は農業公共投資がされておらず、農地の集団性も認められないため、小集団の生産力の低い農地のため、農地区分は第2種農地に該当します。転用計画は太陽光発電設備の設置です。賃貸価格は10aあたり年間 円と聞いております。</p>
	議長	ただ今事務局より説明がありました。

		この件について本日現地調査を行っておりますので、庄倉委員さんご説明をお願いします。
庄倉委員		<p>本日 9 時より、恩田会長、市川委員、野口孝志委員、野口龍馬委員、田邊委員、井上武委員、糸田委員、庄倉、芝田局長、亀尾局長補佐、本田産業課課長補佐、小森事務員の 12 名で現地確認に行きました。</p> <p>1 番の筆です。1 ページをご覧ください。 の所から山へ向かってずっと行ったカーブがあるところにあります。申請地が一段高くなっていて、最近まで雑草が生い茂っていましたが、今日は全て刈られて整地がされていきました。4P の航空写真をご覧ください。申請地と表記があると思いますが、山に向かってパネルが設置されるため、見た目あまり太陽が当たらないように思えますが、近隣への影響はありませんし妥当かなと判断しました。</p> <p>2 番の筆ですが、5P をご覧ください。 のところで、 線のすぐ下、道沿いです。少し広い土地です。6P をご覧ください。隣の は最近太陽光パネルが設置されました。 は昨年も水稲が作付されていきました。 は畑で野菜が作られています、 が一段高くなっているため支障はないと考えました。</p> <p>資材の搬入ですが、 の隣に水路があり、その脇が搬入路になっています。水は排水路に落ちるようになっています。 と は段差がありますし、他には影響がないと考えました。</p> <p>続いて 3 番の所ですが、12P をご覧ください。申請地は通称「 」と呼ばれるところです。 から一本中に入ったところの さんの少し下になります。 の際に設置されます。13P をご覧ください。申請地の上に道とあります。これが です。太陽光が設置されるのが、側に太陽光を向けられるようですが、周りは全て畑で全く作付けされていないような畑ですので影響はないかなと思います。</p> <p>以上です。</p>
議 長		事務局より補足があります。担当者をお願いします。
局長補佐		<p>本日の現地調査の中で 1 点、同意がなければならぬとの指摘を受けました。現地調査資料の 15P をご覧ください。赤い四角で囲ってある申請地の下側に青い屋根があると思いますがその右側にグレーの建物があるかと思います。現地で、こちらにも太陽光のパネル反射があるので同意が必要ではないかと指摘を受けまして、担当委員の庄倉委員さんと話をして行ってきました。 さんという方のお宅でしたが、説明をさせて頂きまして、転用について、太陽光のパネル反射について承知しましたと言う事で同意書を頂き、先ほど会長に同意書を提出致しました。</p> <p>以上補足とさせていただきます。</p>
議 長		<p>ただ今説明がありました議案第 1 号につきまして、質疑を受けたいと思います。</p> <p>ご異議ございませんか。</p>
一 同		なし。
議 長		無いようですので、『議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について』議決決定されました。
議案第 2 号 農用地利用集	議 長	<p>『議案第 2 号 農用地利用集積計画案の決定について』を上程致します。</p> <p>提案者より説明をお願いします。</p>

積計画案の決定について	芝田局長	農用地利用集積計画案の決定について、このことについて、下記のとおり決定を求められたので農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規程により議決を求めます。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 2 項において定める事項は別添の明細書の通りでございます。 内容について局長補佐より説明いたします。
	局長補佐	<p>【農用地利用集積計画の要請の要点を整理番号ごとに朗読 (議案書 4～16 頁)】</p> <p>整理番号 1 番～18 番  設定を受ける者： 16 名  設定をする者： 17 名  設定をする土地： 26 筆 計 29,503 ㎡</p> <p>[農地中間管理権を取得する場合]  整理番号 341 番～344 番  設定を受ける者： 1 名  設定をする者： 4 名  設定をする土地： 9 筆 計 13,951 ㎡</p> <p>以上、この計画は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を全て満たしています。  中間管理権を取得する案件につきましてはこの次の議案で説明をさせていただきます。ご審議をよろしくお願い致します。</p>
	議長	ただ今説明がありました議案第 2 号につきまして、質疑を受けたいと思います。 ご異議ございませんか。
	田邊委員	7P、7 番の と さんとの利用権設定ですが、賃借料が 0 円になっています。これは財務上好ましくないように思えます。売り上げが立つものに賃借料を払わないのはどこかから指摘を受けるように思いますが、こういった理由でこの金額になっているのか教えてください。
	局長補佐	この賃借料の理由についてですが、 は中間管理機構を利用して土地集積をしている中で、この 7 番だけは基盤法を使った利用権設定と言う事です。こちらは事務局も確認しておりまして、状態も見させて頂きました。この ですが圃場の状態が非常に悪く、今までも作付がされていなかったと聞いています。よって 6 年間の存続期間がありますが、まず圃場を水稻の作付が出来るようにするのに手間がかかると言う事と、水利関係が水利組合ではなくため池から取っているということで管理に非常に手間がかかる、この二点に於いてまずは中間管理に出す前に基盤法で 6 年間使ってみて、と言う事で、少し試してもありますけれど、圃場の状態が悪く水利の関係も手間がかかると言う所で話し合っこの度は使用貸借で合意されたと聞いています。
	田邊委員	条件が悪く使用貸借と言う事ですね。それに至るまでの契約書は交わされて決められていますか？
	局長補佐	農業委員会の今日の総会の決議で許可が出た後に、事務局の方からさんと にこういう内容で許可になりましたよというお知らせを送ります。この書面自体が契約書となります。
	田邊委員	分かりました。

議 長	地元の委員さん何かあればお願いします。
野口龍馬 委員	田邊委員の質問についてですが、使用貸借で賃借料が発生しないのはなぜかと言う件ですが、以前も中間管理の案件で さんと の契約も賃借料0円でした。 は賃借料が発生しない契約になっていると思います。
田邊委員	分かりました。
議 長	他にはご異議ございませんか。
庄倉委員	10番の さんの利用権設定について質問です。経営状況が80歳の女性で世帯員が1人と言う事で、農機具は揃っているようですが、80歳の女性がお1人で耕作をされるのでしょうか。
局長補佐	さんがこの度再設定となっております、お年が80歳と言う事で私も非常に気になりました。圃場も見せてもらいました。 の南寄りに位置しております、非常にきちんと作付けをされ、きれいに使っていました。一人暮らしですが日常の水の管理等はご本人がされて、作業は高齢と言う事もあって親戚の方に頼んでいるそうです。機械をお持ちですので、その機械を使って、ご自身ができないところは親戚の方がされているそうです。残り5年1ヵ月ありますが、自分がやっていきたいと言う事で話をされていると確認しています。
庄倉委員	分かりました。
議 長	ご異議ございませんか。
田邊委員	7Pの5番の さんと8Pの13番の さんですが、確か さんが さんのお母様だったかと思えます。登記の関係でこういった申請になっているのだと思えますが、普通なら息子さんが相続されてするものだと思うのですがこちらはどういう流れだったのでしょうか？
局長補佐	質問で言われるようにこの2筆は登記が さんになっているので、こうなっています。 5番は新規となっておりますが、この後の中間管理の議案で詳しくご説明させていただきます。今回は登記上の事です。
田邊委員	分かりました。
議 長	他にはご異議ございませんか。
作野委員	重複するかもしれませんが15Pの さんの利用権設定ですが、先ほど野口龍馬委員さんの話で、構成員なので賃借料が0円だと仰ってましたが、それは事務局も把握していることなのか。また0円の賃借料になった理由が他にあるのかどうかお尋ねします。
局長補佐	構成員の関係ですが、 さんはそう聞いておりますが、 さんについては構成員であるとは聞いておりません。変更があったかもしれませんが、事務局として さんは確認していません。 さんの件については、なぜ使用貸借になっているのかと言うと、圃場の状態が非常に悪いためです。
作野委員	分かりました。
議 長	構成員は定款上いろいろ謳っていますので、それについてこちらでは分かりかねる事です。構成員は構成員のそれぞれの定款の中で決められています。 今回の さんの件は、田の状態が良くないという中で使用貸借です。改善されるようであればまた見直されるかもしれませんが、相互理解いただきますようお願いいたします。
議 長	他にご異議ございませんか。

	一 同	なし。
	議 長	無いようですので、『議案第 2 号 農用地利用集積計画案の決定について』議決決定されました。
議案第 3 号 農用地利用配 分計画の意見 照会について		(産業課 本田秀和課長補佐入室)
	議 長	議案第 3 号『農用地利用配分計画の意見照会について』を上程いたします。 提案者より説明を求めます。
	本田 課長補佐	農用地利用配分計画(案)の意見照会について、このことについて、下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規程に基づき意見を求めます。 【農用地利用配分計画書の内容を整理番号ごとに朗読(議案書 17～18 頁)】。
	議 長	議案第 3 号につきまして提案者より説明がありました。質疑を受けたいと思います。ご異議ございませんか。
	議 長	今回、使用貸借と賃貸借がありますが、なぜ使用貸借になっているのか理由について先ほど質問がありました。その事について説明してください。
	本田 課長補佐	今回、使用貸借の 3 筆については さんという方の農地で、 のメンバーと言う事で、今後構成員として作付に関与されると聞いています。 の方針として、構成員の農地については使用貸借で借受けると言う事で、この度この 3 筆についてはこのような契約になっています。
	議 長	念のため確認と言う事で説明をしてもらいました。 他にご異議ございませんか。
	一 同	無し。
	議 長	無いようですので、議案第 3 号『農用地利用配分計画の意見照会について』は議決決定されました。
議案第 4 号 B 判定農地に おける特別委 員会の判定結 果について	議 長	議案第 4 号『B 判定農地における特別委員会の判定結果について』を上程致します。提案者説明をお願いします。
	局長補佐	別添の資料をご覧ください。特別委員会による現地確認資料です。 本日は に現地確認に行きました。1～13 番までです。
	議 長	では、野口孝志委員ご説明をお願いします。
	野口孝志 委員	本日の現地調査の一番最後に B 判定の農地へ行ってまいりました。当地区は 地区の通称 という土地です。 から へ上がる右側の土地で春に判定の研修会をした農地です。 2、30 年前から水稻の作付は行われていません。山の下がり水を使っているため荒れ地になり原野山林化が進んでいますので B 判定が妥当ではないかと判断しました。
	議 長	野口孝志委員さんから現地調査について説明がありました。議案第 4 号について質疑を受けたいと思います。ご異議ございませんか。
	議 長	今回、まとまったところが B 判定と承認された後に、何にされていきたいと考えておられますか。もし何か分かっておられれば教えてください。
	野口孝志 委員	一部既に植林がされているところもありますが、他の筆についてはこのまま原野山林化という形かと思っています。
	議 長	現況はそうかと思いますが、山林にするならば森林組合に頼んで新たに木を植える等あるかと思っています。まとまった放棄地については、今後どうしていくかも含めて考えがなければ、また雑草が繁茂してきますと

		周囲の筆も遊休農地になっていきますので、そういった事も考えながら皆さんでイチョウやクヌギなどの植林の指導をお願いしたいと思っています。
	庄倉委員	今の会長の話に付随してお尋ねしたいのですが、天津にも可能性がある農地がありまして、例えば地主さんと相談して木を植えたいといった相談があった際の回答の方法ですが、森林組合の中でしてくれるとか補助金があるとかそういう話があれば教えて頂きたいです。
	議 長	この位の面積が出るので、森林計画の中に入れて欲しいという形で、こちらから頼んでいかなければならないと思います。今こういう補助金があるから乗せて欲しいという話ではなく、森林計画の中でお願いをしたいと言う事で、今進行しているのは 地域と 地域で森林組合とという業者で話を進めています。地権者の下刈りのお金も何年かは無償でできる形をとりたいと思っていますし、先ほど言ったように森林組合だけでなく業者も入ってきます。国への陳情にも3年か5年は下刈りも入れて頂きたいと言っていますし、そういう事が可能であると考えていますので、良い例として本田補佐、亀尾補佐と共に三朝にも行きました。三朝の取り組みと同じではなく、また違った形態でも構いませんが、B判定の後は放置、では迷惑になりますので、クヌギなり植えて、5年に一度くらいはお金が入ってくるというような取り組みをやっていきたいと思っています。今県の方も力を入れていきますので、そういう農地がありましたら、率先して農業委員会及び産業課と連携を取りながらやっていきたいと思っています。
	庄倉委員	分かりました。
	議 長	他にご異議ございませんか。
	一 同	無し。
	議 長	無いようですので議案第4号『B判定農地における特別委員会の判定結果について』原案通り議決承認されました。
5. 報告 (1) 令和元年南部町農地賃借料等情報について	議 長	報告(1)『令和元年南部町農地賃借料等情報について』を上程いたします。提案者は説明をお願いします。
	局長補佐	議案書19Pをご覧ください。昨年の令和元年の農業委員会総会で出た南部町の農地の賃借料をまとめて一覧にしています。こちらはホームページで町民の皆さんにもお知らせする予定です。 上が田、下が畑の分です。細かく説明はしませんが、西伯地区、会見地区、南部町全体という表記になっていて、上が令和元年、下のカッコ書きの数字が昨年の数字です。田に於いても畑に於きましても若干上がっていますが、備考欄を見て頂きますと賃貸借と物納の下に「無償」とあります。先ほどもご審議頂きました使用貸借という筆も田畑で半数以上を占めているという状況です。以上が南部町の現在の状況です。
	議 長	この件について質疑を受けます。 何かございませんか。
	野口龍馬委員	農地の賃借料についてよく相談を受けることがあるのですが、農業委員会としては地域の小作料の目安を提示する方針はないと思いますが、それでも農地を借りる人は相場を知りたがっていて、そういうものは農業委員会や産業課に行けば教えて頂けるものなののでしょうか。
	議 長	今野口委員さんが言われた様な事は我々もよく理解しています。農地法でそういう提示はしてはならないと決められたので、今はこれくらい

		の事しかできません。5年くらい前までは地区ごとで細かく提示していた経緯がありますが、今は農地法で禁止されていますので、これが精いっぱい状況です。あくまでもお互いの話し合いの中で値段を決めて欲しいと言う事でご理解ください
	野口龍馬 委員	分かりました。
	議 長	他にはありませんか。
	議 長	無いようですので報告(1)『令和元年南部町農地賃借料等情報について』はこれで進めたいと思います。
(2) 農地法第18条第6項の規定による通知について	議 長	報告(2)『農地法第18条第6項の規定による通知について』を上程いたします。提案者は説明をお願いします。
	局長補佐	【農地法第18条第6項の規定による通知書についての内容を朗読(議案書20頁)】
	議 長	この件について質疑を受けます。 ご異議ございませんか。
	一 同	異議なし。
	議 長	無いようですので報告(2)『農地法第18条第6項の規定による通知について』の報告を終わります。
(3) 令和元年度遊休農地調査報告について(中間報告)	議 長	報告(3)『令和元年度遊休農地調査報告について(中間報告)』を上程いたします。提案者は説明をお願いします。
	局長補佐	21Pをご覧ください。中間報告とさせていただいております、最終報告は3月の総会で報告させていただきます。今皆さんには意向調査の方で回っていると思いますが、その結果が最終報告に反映と言う事になります。現在はA判定が124筆110,176㎡、B判定が354筆197,240㎡となっております、解消された農地が6筆9,686㎡です。それから今年からB判定農地の登記変更を行っておりますが、そちらの方は64筆36,584㎡です。あくまで12月10日現在の報告に基づいていますので、その後変更があった場合は数字が動いています。最終報告は、皆さんにお渡しているファイルにご記入いただき、提出いただいた後に整理をさせていただいて報告させていただきます。
	議 長	この件について質疑を受けます。 ご異議ございませんか。
	一 同	無し。
	議 長	無いようですので『(3) 令和元年度遊休農地調査報告について(中間報告)』の報告を終わります。
7. 令和元年度第10回農業委員会総会の日程について	議 長	令和元年度第11回南部町農業委員会総会は、令和2年2月12日(水)に開催します。
8. 閉 会	議 長	これにて令和元年度第10回南部町農業委員会総会を閉会します。